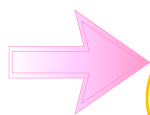


# 令和5年度 群馬県警察における女性職員の活躍推進の現状

～女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表～

## 職員に占める女性職員の割合（令和5年4月1日時点）

	女性の割合
警察官	12.1%
一般職員	54.7%
会計年度任用職員	36.2%



### 目標

女性警察官の割合を  
12%以上  
(令和5年4月1日現在)

達成済

## 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和5年4月1日時点）

役職	本部課室長（警視）相当職	本部課長補佐（警部）相当職	本部係長（警部補）相当職
女性の割合	7.7%	6.4%	10.0%

## 男女別の育児休業取得率（令和4年度）

	取得率
男性警察職員	9.0%

	取得率
女性警察職員	100%



男性職員も育児休業を取得しています。  
前年度よりも4.3ポイントアップ

「配偶者出産休暇」と「育児参加のための休暇」を5日以上取得している男性職員は、87.7%



## 男性職員の配偶者出産休暇取得率等（令和4年度）

	取得率		取得率
配偶者出産休暇	100.0%	育児参加のための休暇	94.8%

「配偶者出産休暇」及び「育児参加のための休暇」の合計取得日数									
日数	1日未満	1日以上	2日以上	3日以上	4日以上	5日以上	6日以上	7日以上	8日
取得率	0.0%	100.0%	100.0%	99.4%	93.5%	87.7%	70.3%	63.9%	50.3%

- ※ 配偶者出産休暇：配偶者の出産に伴う入退院の付添い等のために、3日の範囲内で、男性職員が取得可
- ※ 育児参加のための休暇：出産に係る子への授乳・付添・未就学児の保育園の送迎等のために、5日の範囲内で、男性職員が取得可
- ※ 年度内に配偶者が出産した男性職員が、「配偶者出産休暇」等を取得期間内に取得した数値
- ※ 令和5年度から県警察では、「育児休業を3週間以上取得する男性職員の割合を30%以上」という目標を掲げています。